

- 1 派遣期日 平成 22 年 8 月 3 日 (火)
- 2 研修先 学校名 筑波大付属小学校  
所在地 東京都文京区大塚 3 - 2 9 - 1  
<http://www.elementary-s.tsukuba.ac.jp/>
- 3 研修内容

第 9 回初等社会科授業研究会 ～新しい学習指導要領に対応した授業づくり～

(1) 第 4 学年社会科授業参観および研究協議

① 授業の概略

○単元名 「すみよいくらしとまちづくり」 指導者 都留 覚 先生

○授業の強調点

1) 「実働・実感」から「表現」へ

家でのごみ出し(実働)を通して、感じたことや思ったこと(実感)から考えたことを話し合う(表現)することで、子どもたちの思考を深める。

2) 3R から 4R へ

「リデュース」「リユース」「リサイクル」の 3R に加え、「リフューズ」(ゴミを減らすためにいろいろなものを絶つこと)の必要性について気づかせる。

② 研究協議

○問題に迫っていくところまでに至っていなかった。子どもたちが調べている内容と教師が引き出したい内容が関連づけられていなかった。

○この授業で子どもたちは何を問い続けていたのか明確でない。教師が意図した方向に問いが向けられるような発問の工夫が必要であった。

○子どもの意識を引きつけるような資料の提示の工夫が必要ではないか。

○資料を徐々に読み込んでいくなかで、問題意識を持たせることをねらった。

(2) 第 6 学年社会科授業参観および研究協議

① 授業の概略

○単元名 「小早川秀秋と関ヶ原の戦い」 指導者 梅澤 真一 先生

○授業の強調点

1) 歴史学習において裁判員制度を学ぶ学習を試みる

「小早川秀秋の寝返りは有罪か無罪か」を判決する模擬裁判を行う。

2) 子ども一人一人に自分の価値判断をもたせ、学習を展開する

「有罪か無罪か」という自分の価値判断のもと、それを裏付けるための調べ学習を主体的に展開させたい。

② 研究協議

○模擬裁判を取り入れたことにより調べるための切実感が増し、意欲が高まった。

○大変野心的で提案性のある授業であった。

○歴史学習に裁判員制度を取り入れるには無理があるのではないか。

・裁判では事実認定が重要だが、本日の授業では子どもたちの調べた内容がばらばらで事実認定が大変不明瞭であった。

・裁判員制度は有罪か無罪を決めるだけでなく、量刑まで決めるもの。歴史学習の中で取り上げてはそれは不可能である。

○政治(特に司法)の学習が済んでからでないと模擬裁判自体が無理がある。

4 感想

○筑波大付属小学校の先生方は、学習指導要領を熟知した上で自分の思いを社会科の指導の中に生かそうと努力している。大変刺激になった。

○全国各地から多くの先生方が熱心に授業参観および研究協議に参加していた。本質を極めようとするため、歯に衣着せぬ協議が行われた。本校でもそのような研究協議が行われるよう努力していきたい。